

平成29年5月30日

貸切バス適正化事業実施機関を指定

～安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

貸切バス事業者に対する適正化事業実施機関として、「(一社)中国貸切バス適正化センター」を指定しました。

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

この中では、国が行う監査の補完的役割を担うため「民間指定機関による適正化事業の活用」があげられており、適正化事業として具体的には貸切バス事業者への巡回指導等を行うこととされています。

これを受けて、平成29年4月17日に設立された「一般社団法人中国貸切バス適正化センター」より、上記の巡回指導等を行うため、5月25日に道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定申請がなされ、これに対して、中国運輸局は本日指定しましたのでお知らせします。

(適正化機関の概要)

指 定 日：平成29年5月30日

名 称：一般社団法人 中国貸切バス適正化センター (代表理事 田中一範)

所 在 地：広島市東区上大須賀町1番16号

指 定 区 域：広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

指 定 種 別：一般貸切旅客自動車運送事業

※適正化機関は平成29年8月から巡回指導(別紙参照)を行うこととしています。

(参考)道路運送法第43条の2第1項

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして国土交通省令で定めるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域(以下この章において単に「区域」という。)ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別(第三条第一号イからハまで及び第二号に掲げる旅客自動車運送事業の別をいう。以下この章において単に「種別」という。)ごとに、旅客自動車運送適正化事業実施機関(以下「適正化機関」という。)として指定することができる。

〈問い合わせ先〉

中国運輸局自動車交通部 旅客第一課

担当：森井(もりい)、遠北(えんきた)

TEL：082-228-3436 FAX：082-228-3452

- 国は不適格な事業者等に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェック。

運輸局・支局

不適格な事業者等に対する監査を重点的に実施

- 適正化機関からの通報事業者
 - ・ 重大な法令違反の疑い、改善の未実施等
- 下記の事項に該当する事業者
 - ・ 死亡事故、社会的影響の大きい事故
 - ・ 悪質違反（酒気帯び、過労運転等）
 - ・ 公安委員会、労働局等からの通報
 - ・ 新規事業者
- 重大事故に結びつく違反により、継続的に監視すべき事業者
 - ・ 過労運転に係る違反
 - ・ 運転者の指導・監督の未実施
 - ・ 下限割れ運賃による運行
 - ・ 法令違反を繰り返す事業者 等

改善状況の確認

許可取消を含む行政処分等の実施

不適格事業者の通報

(一社) 中国貸切バス適正化センター

国の監査の補完等のため巡回指導を実施

H29.8（予定）～

- 貸切バス事業者に対する巡回指導の実施
 - ・ 中国管内の約440営業所を対象に原則年に1回巡回指導を実施。（ただし、国が監査を実施する事業者については運輸局と調整）
 - ・ 貸切バス事業者への巡回指導を行うことにより、国の監査機能を補完するとともに、自主的改善を促進。
 - ・ 適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、貸切バス事業者から負担金を徴収。
- 巡回指導の内容
 - 巡回指導員が営業所に立ち入り、運行管理状況・車両管理状況等について、運行管理者等からヒアリングや書類の確認等を行い、不備等があれば指導等を実施

改善状況の継続的な確認